

平成29年度決算審査意見書における指摘事項及び回答について

【一般会計及び特別会計】

NO.	指 摘 事 項	回 答
(1)	<p>【保育所・認定こども園利用者負担金の適正な滞納整理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納期限を過ぎて20日以内に発送すべき督促状が未送付である。 ・滞納整理に関する職員の知識習得と情報の共有を図るべきである。 ・納付に応じない保育所等を利用している滞納者に対して、法令に基づいた適正な対処をしてもらいたい。 	<p>御指摘のとおり、督促状の発送は未送付であります。現在、発送に向けて準備を進めております。督促状の準備が整うまでの措置として、口座引き落とし不能者に対する文書を見直し、納付を強く促す催告通知に改め、それでもなお、納付が確認できない場合には、再度の催告通知を送付することいたしました。また、他市町村の滞納整理状況等を確認しながら情報を収集し、滞納整理の手法等の習得に努めております。</p> <p>今後、法令に基づいた債権管理を適正に行うため、業務全体の手続の流れを整理し、庁内の連携、情報共有を図りながら基本的な事務処理を確立して組織的に進めてまいります。</p>
(2)	<p>【契約の変更について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「駅エスカレーター車いすステップ撤去工事」の契約変更理由である「作業員の確保が難しい」ことや「部品調達が難しい」という状況は「契約の相手方の責めに帰すことのできない理由」とは認められず、契約変更の承認は適切ではない。 ・「部品調達が難しい」という点は、契約当初と契約変更時で契約変更時の方が部品調達時期が早い状況である。 ・9月補正予算計上にもかかわらず、発注が1月と遅い。 	<p>今回の件に関しましては、その内容を調査した結果、やむを得ない事情であると判断し契約変更を行ったところであります。今後は、変更契約の理由についてもより一層精査するとともに、早期発注に心掛けて、適切な契約事務に努めてまいります。</p>

【水道事業会計】

NO.	指 摘 事 項	回 答
(1)	<p>【水道料金の債権管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金は私債権であるため時効期間が過ぎても、債務者による時効の援用がなければ債権は消滅しないため、債権を放棄する場合には議会の議決や条例による債権放棄の手続きが必要である。不納欠損処理後も債権放棄の手続きを行っていないことは、債権管理としては適切ではない。 ・債権放棄は公平に行う必要があり、安易な処理は厳に慎むべきである。 ・訴訟による強制執行も検討すべきである。 	<p>御指摘のとおり、債権放棄は受益者負担の公平性の観点からも慎重に行うべきと考えます。先進事例等を調査し、債権放棄に向けた検討を行ってまいります。また、今後は債権管理条例の制定や強制執行など有効性や効率性を十分検討し、順次体制を整えながら、適正な債権管理を進めてまいります。</p>